

帯広市地域防災計画の主な変更箇所

1 【一般災害対策編】及び【地震災害対策編】について

新旧対照表		変 更 箇 所
一般	地震	
① 北海道地域防災計画の記載との整合をとるもの		
1 頁	1 頁	第 1 章 総則 第 7 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 帯広測候所の「事務又は業務」について、北海道地域防災計画と同じ記載に変更
2～9 頁	—	第 3 章 防災組織 第 4 節 気象業務に関する計画 気象警報等の発令基準の見直しに伴う変更 気象業務組織や情報の伝達系統など、「気象業務に関する計画全般」について北海道地域防災計画と同じ記載に変更
② 北海道地域防災計画の変更（平成 29 年 5 月）に合わせた変更		
2 頁	3 頁	第 3 章 防災組織 第 1 節 組織計画 市の災害対策組織において、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることを規定
9 頁	2 頁	第 4 章 災害予防計画 第 2 節 自主防災組織の育成等に関する計画 住民組織に関し、避難所の運営について自らが主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進めることを規定するとともに、普段から避難所運営について役割・手順などの習熟に努めることを規定
10 頁	—	第 6 節 避難体制整備計画 市は、避難勧告等を躊躇無く発令できるよう、平常時から災害時の優先業務の絞り込みや、当該業務を遂行するための役割分担を整理するなど、庁内をあげた体制構築に努めることを規定
10 頁	2	第 7 節 相互応援体制整備計画 市は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、企業等との防災協定を締結することなどにより、企業等のノウハウや能力の活用を努めることを規定
18～20 頁	3～5 頁	第 5 章 災害応急対策計画 第 5 節 避難対策計画 市は、避難勧告等を発令する際に、対象者やとるべき避難行動を分かりやすく伝達するよう配慮することや、複数の伝達手段を組み合わせることを規定 避難誘導に当たり、避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況により、住民が近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や「屋内安全確保」など、適切な避難行動をとれるよう努めることを規定 必要に応じ、災害時要援護者のために福祉避難所を開設することを規定 市は、避難所の管理運営に住民組織が主体的に関与できるよう、組織の立ち上げを支援するとともに、避難所の生活環境を良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めることを規定

		<p>平時よりマニュアルの作成や訓練等を通じて、避難所の運営管理のための必要な知識等の普及に努めることを規定</p> <p>特に災害時要援護者に対し、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合が締結した協定に基づき、民間宿泊施設を活用するなど良好な生活環境の確保に努めることを規定</p>
③ 水防法等の改正に合わせた変更		
9 頁	—	<p>第 4 章 災害予防計画 第 4 節 災害時要援護者対策計画</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者利用施設で、地域防災計画にその名称等の記載がある施設の管理者は、避難確保計画を作成すること及び避難訓練を実施することを規定</p>
④ 協定締結に伴う変更		
1 頁	2 頁	<p>第 1 章 総則 第 7 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>帯広市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結したことに伴い、「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」に「(一社) 帯広市社会福祉協議会」を追加</p>
10 頁	3 頁	<p>第 4 章 災害予防計画 第 6 節 避難体制整備計画</p> <p>車での避難に対応するため、民間企業との防災協定を締結し、民間施設の駐車場を利用する体制の整備を進めることを規定</p>
23～ 24 頁	10～ 11 頁	<p>第 5 章 災害応急対策計画 第 3 4 節 防災ボランティアとの連携計画</p> <p>災害ボランティアとの連携について、帯広市と帯広市社会福祉協議会で策定した「災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアル」に基づく内容に変更</p>
⑤ 水害を予防するための取り組みに関する記載を変更		
13 頁	—	<p>第 4 章 災害予防計画 第 1 1 節 水害予防計画</p> <p>災害が発生するおそれがあり特に警戒を要する河川について、河川管理者と連携して管理に万全を期すことを規定</p>
⑥ 現状に合わせた変更		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正によるもの（組織・部署名の変更） ・ 気象データ等の更新 ・ 機器・施設の整備状況等（消防設備、市役所通信施設、北海道緊急輸送道路、給水用機材、ガス供給施設 等） 		

注) 「章・節」は「一般災害対策編」でのもの。

2 【資料編】について

資料 1-2 指定緊急避難場所一覧表：校庭等の敷地面積を追加

医療機関・関係機関・施設の立地状況、協定の締結状況等について、現状に合わせた変更・追加